

具体的な取組の柱	事項	主な内容	課題	目標時期	緊急行動計画																		該当ページ	項目名																				
					五雲町	さいたま市	春日部市	草加市	越谷市	久喜市	八潮市	三郷市	幸手市	吉川市	杉戸町	松伏町	市川市	船橋市	松戸市	野田市	柏市	流山市			浦安市	足立区	葛飾区	江戸川区	東武鉄道	京成電鉄	東京地下鉄	流鉄鉄道	北総鉄道	首都圏新都市鉄道	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	気象庁	関東地整				
大規模氾濫軽減協議会の設置																							1	大規模氾濫軽減協議会の設置																				
大規模氾濫軽減協議会の設置					毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表																		完了																			1	大規模氾濫軽減協議会の設置	
(1)ハード対策の主な取組																																												
(1)-1洪水を河川内で安全に流す対策																																												
1堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)					平成27年関東・東北豪雨を受けて定めた「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」の内、優先的に整備が必要な区間を整備																		T	R5年度																			10	堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)
2本川と支川の合流部等の対策					2018年の緊急点検を踏まえ、堤防決壊が発生した場合に洪水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成																		T	R5年度																			10	本川と支川の合流部等の対策
3多数の家屋や重要施設等の保全対策					2018年の緊急点検を踏まえ、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消																		T	R3年度																			10	多数の家屋や重要施設等の保全対策
4重要インフラの機能確保					沿川の地方公共団体や民間事業者等の情報交換を十分にを行い、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案する取組を実施し、新規着工に向けた調査・検討																		T	引き続き実施																			11	重要インフラの機能確保
(1)-2避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																																												
1防災行政無線の増設・デジタル化等の改良、防災ラジオの配布、メール配信サービスの導入等必要性の高い取組の実施					防災行政無線の増設・デジタル化等の改良 防災ラジオの配布 メール配信サービスの導入等																		H-I	必要に応じて実施																				
2市区町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)					洪水想定区域内の市区町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況を協議会で共有																		R	必要に応じて実施																			9	市区町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)
3洪水予測や水位情報の提供の強化					水害リスクラインによる水位情報の提供 設置目的に応じた水位計、河川監視用カメラの性能最適化・集約化等に向けた更新を順次実施																		N	必要に応じて実施																			7	洪水予測や水位情報の提供の強化
4河川防災ステーションの整備					河川防災ステーションの整備を実施																		P-Q	引き続き実施																			8	河川防災ステーションの整備
5応急的な待避場所の確保					安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急な避難先を確保する必要がある地域において、避難場所の整備を検討 洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急な避難先の事例収集、調査内容や協定の締結方法について協議会の場等で情報提供																		E-F	必要に応じて実施																			8	応急的な避難場所の確保
6渡河部の橋梁の流出防止対策の検討					各施設管理者において橋梁の流出防止対策の検討を推進																			必要に応じて実施																				
(2)ソフト対策の主な取組 (2)-1逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																																												
(2)-1-1情報伝達、避難計画等に関する事項																																												
1洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)					毎年、出水期前に協議会において、ホットラインについての連絡体制を確認 ※2ホットラインの活用																		H-I	毎年実施																			1	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)
2夜間、荒天時における避難指示等の発令基準の作成及び避難誘導体制の検討					夜間や荒天時を想定した避難指示の発令基準や避難誘導体制の設定																		C-D	引き続き実施																				
3避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)					毎年、出水期前に協議会において、市区町村等関係機関と水害対応タイムラインの運用状況を共有 水害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、避難指示の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し																		C-D-E-L-M	必要に応じて実施																			1	避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)
4想定最大規模の洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表					洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表																			完了																			4	洪水浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等
5水害ハザードマップの改良、周知、活用					ハザードマップを活用した訓練を実施																		A	毎年実施																			4	ハザードマップの改良、周知、活用
6隣接市区町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等					各市区町村において、当該市区町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市区町村における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施 隣接市区町村等への広域避難体制を構築																		E-F	R7年度																			3	近隣市区町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等
7要配慮者利用施設における避難計画の作成					要配慮者利用施設において避難確保計画を作成 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。																		E-G-I-L	R3年度																			3	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
8洪水予測や河川水位に関する解説					状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容について整理																		I-N	完了																			2	洪水予測や河川水位の状況に関する解説
9防災施設の機能に関する情報提供の充実					堤防等河川管理施設の機能等について、定期的に住民等への周知を実施																		B-I	必要に応じて実施																			2	防災施設の機能に関する情報提供の充実
10避難計画作成の支援ツールの充実					洪水浸水想定区域図を浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション検索システム)に実装。																		I-N	完了																			3	避難計画作成の支援ツールの充実
11市区町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実					各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討																			毎年実施																			9	市区町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
12多機関連携型タイムラインの検討					様々な関係部局を対象とした水害対応タイムラインを作成																			R7年度																			1	多機関連携型タイムラインの拡充
13鉄道の計画運休に関する情報提供等					計画運休に関する情報提供体制の確立 情報提供内容の検討																			R3年度																				
(2)-1-2平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																																												
1防災教育の促進					結果・自治体による防災説明会の開催 河川等に関する防災教育の普及等 国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市区町村における全ての学校に共有 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手																		A-B-K	毎年実施																			5	防災教育の促進
2災害リスクの現地表示					設置事例や活用事例について共有を図り、またごまことハザードマップ等の現地表示の拡大を促進																		A-E-G	引き続き実施																			5	災害リスクの現地表示
3気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善					警戒等における危険度の色分け表示 「警戒級の現象」の現象となる可能性の情報を提供 メッシュ情報の充実化																		B-J	完了																			2	危険レベルの統一化等による気象情報の充実と整理
4要配慮者利用施設や地下施設、大規模工場における避難訓練					避難計画に基づき、避難訓練の支援を実施																		E-G-I-L	毎年実施																			3	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
5避難訓練への地域住民の参加促進					関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有																		K	毎年実施																			5	避難訓練への地域住民の参加促進
6共助の仕組みの強化					高齢者福祉部局への情報提供の実施 地域包括センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレットの設置を福祉部局に対して要請 地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況の共有																		A-B-K	毎年実施																			6	共助の仕組みの強化
7地域防災力向上のための人材育成					市町村の取組を支援する専門家リストの作成																		A-B-K	完了																			6	地域防災力向上のための人材育成
8適切な土地利用の促進					市町村まちづくり担当部署等に対し、水害リスク情報を提供 不動産関連事業者に対し、水害リスク情報を提供																		A	毎年実施																			8	適切な土地利用の促進
(2)ソフト対策の主な取組 (2)-2洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																																												
(2)-2-1水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																																												
1水防訓練の充実					毎年、水防団を対象とした訓練を実施 多様な機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整を行い、改善を図る。																		N	毎年実施																			8	水防訓練の充実
2重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認					毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施																		N-O	毎年実施																			8	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
3水防関係者間での連携、協力に関する検討					協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。																		O	引き続き実施																			8	水防関係者間での連携、協力に関する検討
4水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)					広報紙やホームページ、イベント、訓練等で広報を実施																		O	毎年実施																			8	水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)

